

政府調達に関する協定を改正する議定書の説明書

外
務
省

目次

一	概説	一
1	議定書の成立経緯	一
2	議定書締結の意義	一
3	議定書の締結により我が国が負うこととなる義務	一
4	早期国会承認が求められる理由	二
5	他の国際約束との関係	二
二	議定書の内容	三
1	定義(第一条)	三
2	適用範囲(第二条)	三
3	安全保障のための例外及び一般的例外(第三条)	三
4	一般原則(第四条)	三
5	開発途上国(第五条)	四
6	調達制度に関する情報(第六条)	四
7	入札の手続(第七条から第十五条まで)	五
8	調達に関する情報の透明性(第十六条)	六
9	情報の開示(第十七条)	六
10	国内の審査のための手続(第十八条)	六
11	適用範囲の修正及び訂正(第十九条)	六
12	協議及び紛争解決(第二十条)	六

13	改正協定の機関(第二十一条)	七
14	最終規定(第二十二条)	七
15	附属書	七
	三 議定書の実施のための国内措置	一三
(参考)		一四

一 概説

1 議定書の成立経緯

(1) 現行の「政府調達に関する協定」（以下「現行協定」という。）は、平成七年（千九百九十五年）一月に発効した「世界貿易機関を設立するマラケシュ協定」（以下「世界貿易機関設立協定」という。）の附属書四に含まれる複数国間貿易協定の一つであり、政府調達に係る法令等について、締約国（独立の関税地域を含む。）の産品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇の原則を適用し、また、政府調達に係る法令等を透明なものとすることを定めている。我が国は、現行協定の締結について平成七年（千九百九十五年）五月に国会承認を得て、同年十二月に締結した。これにより、現行協定は、平成八年（千九百九十六年）一月一日に我が国について効力を生じた。

(2) 現行協定の改正交渉は、現行協定を更に改善し、適用範囲を可能な限り拡大することを目的として、平成九年（千九百九十七年）に開始された。交渉の結果、現行協定の締約国は、協定の適用を受けるそれぞれの機関及びサービスの範囲を拡大するとともに、開発途上国の協定加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用、協定の適用範囲の修正通報及び異議申立てに関する問題の円滑な解決のための規定を導入すること等につき現行協定に所要の改正を加える「政府調達に関する協定を改正する議定書」（以下「この議定書」という。）が、平成二十四年（二千十二年）三月に採択された。

2 議定書締結の意義

この議定書は、政府調達に関する協定の適用を受ける機関及びサービスの拡大、開発途上国の同協定への加入に関する特別な取扱い、調達における電子的手段の利用等について定めるものである。我が国がこの議定書を締結することは、政府調達の分野における国際競争の機会を増大により期待される世界貿易の拡大に資する見地から有意義であると認められる。

3 議定書の締結により我が国が負うこととなる義務

この議定書の締結により我が国が負うこととなる主要な義務の概要は、次のとおりである。

(1) 現行協定の定める調達手続の適用範囲を次のとおり拡大する。

(イ) 中央政府の機関による物品及びサービス（建設サービス及び建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技

術的サービスを除く。)の調達に関する基準額を現行協定の十三万特別引出権から十万特別引出権に引き下げる(注)。

注 十三万特別引出権の邦貨換算額は、平成二十四年(二十二年)四月から平成二十六年(二十四年)三月までの間は千六百万円(一特別引出権を約百二十三円で計算したもの)。この計算に従うと、十万特別引出権は、千二百万円となる。

(なお、我が国は、協定改正前から十万特別引出権以上の調達案件については自主的に政府調達協定に基づく調達手続を行うこととしているため、個々の調達手続において新たに実施すべき点はない。)

(ロ) 対象となる地方政府の機関として七政令指定都市(さいたま市、静岡市、堺市、新潟市、浜松市、岡山市及び相模原市)を明記する。

(ハ) 対象となるサービスとして、食料提供サービス等十六サービス(地方政府の機関及び独立行政法人等のその他の機関による調達については、これらのうち七サービスのみ)を追加する。

(2) この議定書によって改正される現行協定(以下「改正協定」という。)の定める政府調達手続を適用する。

4 早期国会承認が求められる理由

この議定書の作成交渉に参加した現行協定の締約国の多くは、この議定書を平成二十五年(二十三年)中に締結する予定でそれぞれ国内手続を進めている。この議定書の作成に積極的に参加してきた我が国としても、この議定書の効力発生の日から、改正協定の適用を受け、政府調達の分野における国際競争の機会の増大を通じて我が国を含む世界全体の貿易の拡大に寄与することが重要であることから、この議定書を早期に締結することが望ましい。

5 他の国際約束との関係

この議定書は、現行協定に必要な改正を加えるものであるが、現行協定と他の国際約束との関係については、次のとおりである。

(1) 世界貿易機関設立協定(平成六年(千九百九十四年)四月十五日にマラケシュにて採択)

現行協定は、世界貿易機関設立協定の附属書四に含まれるものであるが、ウルグアイ・ラウンドとは別途行われた交渉の結果採択されたものである等の理由により、世界貿易機関設立協定の不可分の一部を成す附属書一から附属書三までのように一括受諾の対象とはされず、別途の手続により締結されたものである。

(2) 千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定及びサービスの貿易に関する一般協定(1)と同じ。)

現行協定は、政府調達に係る法令等について、他の締約国の産品、サービス及び供給者に対し内国民待遇及び無差別待遇を与えることを規定しており、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定及びサービスの貿易に関する一般協定の目的及び原則に合致したものである。

二 議定書の内容

この議定書は、前文、1から5までの本文、末文及び附属書から成り、現行協定の前文、第一条から第二十四条まで及び附属書の規定を削り、この議定書の附属書に定める規定に改めることを定めるものである。

改正協定は、前文、第一条から第二十二条までの規定等及び附属書Ⅰから附属書Ⅳまでから成り、その概要は、次のとおりである。

1 定義(第一条)

改正協定上の用語(「商業上の物品又はサービス」、「限定入札」、「調達機関」等)について定義している。

2 適用範囲(第二条)

(1) 改正協定は、附属書Ⅰに掲げる機関による政府に係る目的のための基準額以上の調達であつて、改正協定に定める要件を満たすもの(以下「対象調達」という。)に係る措置について適用する。改正協定は、不動産の取得又は借入れ等については適用しない。各締約国は、附属書Ⅰの自国の付表1から付表7までにおいて、改正協定の適用を受ける中央政府、地方政府等の機関、物品及びサービス並びに基準額を特定する。

(2) 締約国は、調達が対象調達であるか否かを確認するために調達価額を見積もるに当たり、調達を改正協定の適用の対象から全面的又は部分的に除外する意図の下に、当該調達の分割等を行つてはならない。

3 安全保障のための例外及び一般的例外(第三条)

改正協定は、締約国が自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要と認める措置をとること又は情報を公表しないこと及び公衆の道徳、公の秩序、公共の安全、人命等の保護のために必要な措置等をとることを妨げない。

4 一般原則(第四条)

- (1) 各締約国は、対象調達に関する措置について、他の締約国の物品及びサービスに対し並びに他の締約国の供給者であつて締約国の物品及びサービスを提供するものに対し内国民待遇及び無差別待遇を与える。
- (2) 対象調達を電子的手段により実施する場合には、調達機関は、一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアであつて、他の一般に利用可能な情報技術システム及びソフトウェアと相互運用性のあるものを利用して当該対象調達が行われること等を確保する。

(3) 締約国は、政府調達のために他の締約国から輸入され、又は供給される物品又はサービスにつき、通常の貿易において適用する原産地に関する規則と異なる規則を適用してはならない。

(4) 機関は、原則として、供給者、物品若しくはサービスの資格審査及び選択において又は入札の評価若しくは落札の決定において、調達の効果を減殺するような措置を課し、求め、又は考慮してはならない。

(5) この規定は、関税及び課徴金、これらの徴収の方法等並びにサービスの貿易に影響を及ぼす措置（改正協定の適用を受ける政府調達に係る法令、手続及び慣行を除く。）については、適用しない。

5 開発途上国（第五条）

締約国は、改正協定への加入に関する交渉において並びに改正協定の実施及び運用に当たり、開発途上国の開発上、資金上及び貿易上のニーズ及び事情について、特別の考慮を払う。締約国は、この条の規定に従い、かつ、要請に応じ、開発途上国に対して特別の異なる待遇を与える。開発途上国は、その開発上のニーズに基づき及び他の締約国の同意を得て、経過期間中に、他の締約国の間に差別を設けないような態様で適用される経過措置を採用し、又は維持することができる。締約国は、改正協定への加入に関する交渉において、加入する開発途上国による改正協定（最恵国待遇に係る規定を除く。）に基づく特定の義務の適用を、当該開発途上国が当該特定の義務を履行するまでの間、遅らせることについて合意することができる。

6 調達制度に関する情報（第六条）

締約国は、法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、法令で義務付けられ、かつ、公示又は入札説明書において示されている標準契約条項及び手続であつて対象調達に係るもの並びにそれらの修正を、公衆に広く周知され、その後も容易に閲覧するこ

とができる公式に指定された電子的媒体又は紙面により、速やかに公表する。

7 入札の手續（第七条から第十五条まで）

- (1) 調達機関は、入札書が提出されなかった場合、物品又はサービスが特定の供給者によつてのみ供給されることが可能であり、かつ、他に合理的に選択される物品若しくはサービス又は他の合理的な代替の物品若しくはサービスがない場合、極めて緊急な理由による場合等この協定に定める場合において限定入札を用いるときを除くほか、対象調達ごとに、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により調達計画の公示を行う。
- (2) 調達機関は、調達への参加のためにかかる条件も、供給者が当該調達を遂行するための法律上、資金上、商業上及び技術上の能力を有することを確保する上で不可欠なものに限定しなければならない。
- (3) 締約国（その調達機関を含む。）は、関心を有する供給者が登録し、一定の情報を提供することを要求する供給者登録制度を維持することができる。調達機関は、供給者の常設名簿を保持することができる。調達機関は、供給者がいつでも常設名簿への記載を申請することを認め、資格を有する供給者の全てを適当な短期間に当該常設名簿に記載する。
- (4) 調達機関は、国際貿易に対する不必要な障害をもたらすことを目的として又はこれをもたらす効果を有するものとして、技術仕様を立案し、制定し、又は適用してはならず、また、適合性評価手続を定めてはならない。
- (5) 調達機関は、合理的と認める自己の必要性に基づき、供給者がその参加申請書及び有効な入札書を準備し、かつ、提出するために十分な期間を定める。
- (6) 締約国は、入札の評価を行った結果、いずれかの入札が明白に最も有利であると認められない場合等に、その調達機関が交渉を行うことを認めることができる。
- (7) 調達機関は、対象調達を電子オークションを用いて実施する意図を有する場合には、電子オークションを開始する前に各参加者に電子オークションの実施に関連する情報を提供する。
- (8) 調達機関は、全ての入札書を、調達の過程の公正性及び公平性並びに入札書の秘密性を保証する手続に従って受領し、開札し、及び取り扱う。

8 調達に関する情報の透明性（第十六条）

(1) 調達機関は、入札に参加した供給者に対し、当該調達機関の落札の決定を、供給者から要請があったときは書面により、速やかに通知する。調達機関は、要請に応じ、落札者とされなかった供給者に対し、当該調達機関がその供給者の入札を選択しなかった理由及び落札した供給者の入札の相対的な利点を説明する。

(2) 調達機関は、附属書Ⅲに掲げる適当な紙面又は電子的媒体により、改正協定の適用を受ける落札の決定の後七十二日以内に公示を行う。

(3) 調達機関は、落札の日から少なくとも三年間、対象調達に関連する入札の手續及び落札に関する文書及び報告書等を保持する。

(4) 締約国は、改正協定の適用を受ける契約に関する統計をとり、委員会に報告する。

9 情報の開示（第十七条）

締約国は、他の締約国の要請に応じ、調達が公正かつ公平に及び改正協定に従って行われたか否かを判断するために必要な情報（落札とされた入札の特色及び相対的な利点についての情報を含む。）を速やかに提供する。当該情報の公表が将来の入札における競争を害することとなる場合には、当該情報を受け取った締約国は、当該情報を提供した締約国の同意を得た場合を除くほか、いずれの供給者にも当該情報を開示してはならない。

10 国内の審査のための手續（第十八条）

締約国は、時宜を得た、効果的な、透明性のある、かつ、無差別な行政上又は司法上の審査のための手續であつて、供給者が関心を有し、又は有していた対象調達に関する事項について苦情を申し立てることができるものを定める。

11 適用範囲の修正及び訂正（第十九条）

締約国は、附属書Ⅰの自国の付表に関する訂正、一の付表から他の付表への機関の転記、機関の削除その他の修正の提案を委員会に通報する。

12 協議及び紛争解決（第二十条）

締約国は、他の締約国がこの協定に基づく義務の履行を怠ったこと等の結果として、改正協定に基づき直接若しくは間接に自国に

与えられた利益が無効にされ、若しくは侵害されており、又は改正協定の目的の達成が妨げられていると認める場合には、紛争解決に係る規則及び手続に関する了解に規定する手続を利用することができる。

13 改正協定の機関（第二十一条）

各締約国の代表で構成する政府調達に関する委員会を設置する。

14 最終規定（第二十二條）

改正協定の受諾及び効力発生、加入、留保、将来の交渉及び将来の作業計画、改正、脱退等について定めている。

15 附属書

附属書は、次の四の附属書から成る。

附属書Ⅰ 政府調達に関する協定の適用範囲に係る交渉において同協定の締約国が附属書Ⅰについて最終的に提示した適用範囲

附属書Ⅱ 法令、司法上の決定、一般に適用する行政上の決定、標準契約条項及び手続であつて改正協定の適用を受ける政府調

達に係るものを公表するために締約国が第六条の規定に従つて用いる電子的媒体又は紙面

（具体的内容は、各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。我が国は、受諾書の寄託時に、付表Ⅰの機関に

よる調達については「官報又は法令全書」、付表Ⅱの機関による調達については「官報、市報若しくはこれらに相当するもの

若しくは官報又は法令全書」、付表Ⅲの機関による調達については「官報又は法令全書」とする旨通報する予定）

附属書Ⅲ 第七条、第九条Ⅶ及び第十六条Ⅱの規定により必要とされる公示を行うために締約国が第六条の規定に従つて用いる

電子的媒体又は紙面

（具体的内容は、各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。我が国は、受諾書の寄託時に、付表Ⅰの機関に

よる調達については官報及び官報インターネット版（kanpou.npb.go.jp）、期間は掲載日から三十日間）とする旨通報する予

定）

附属書Ⅳ 締約国が第十六条Ⅴの規定に従つて調達に関する統計を公表するウェブサイト及び同条Ⅵの規定に従つて落札に關す

る公示を行うウェブサイトのアドレス

(具体的内容は、各締約国によりその受諾書の寄託の時までに提供される。我が国は、受諾書の寄託時に、調達に関する統計の公表及び落札に関する公示を第十六条5及び6に規定する方法で行う予定はない旨通報する予定)

このうち、附属書Iは、各国について、中央政府の機関(付表1)、地方政府の機関(付表2)、その他の機関(付表3)、物品(付表4)、サービス(付表5)、建設サービス(付表6)及び一般的注釈(付表7)の七の表に分けられる。

改正協定の附属書Iには、アルメニア、カナダ、欧州連合、香港、アイスランド、イスラエル、日本国、大韓民国、リヒテンシュタイン、オランダ領アルバ、ノルウェー、シンガポール、スイス、アメリカ合衆国並びに台湾、澎湖諸島、金門及び馬祖から成る独立の関税地域の適用範囲が収録されている。

附属書I中、日本国、アメリカ合衆国及び欧州連合の部分の概要は、次のとおりである。

(1) 日本国の部分の概要

(イ) 付表1 中央政府の機関

(i) 基準額

十万特別引出権 物品

四百五十万特別引出権 建設サービス

四十五万特別引出権 改正協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的

サービス

十万特別引出権 その他のサービス

(ii) 機関の表

会計法の適用を受ける全ての機関

(ロ) 付表2 地方政府の機関

(i) 基準額

二十万特別引出権 物品

- 千五百万特別引出権 建設サービス
- 百五十万特別引出権 改正協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
- 二十万特別引出権 その他のサービス
- (ii) 機関の表
 - 地方自治法の適用を受ける全ての都道府県及び指定都市
- (ハ) 付表3 その他の機関
- (i) 基準額
 - 十三万特別引出権 物品
 - 四百五十万特別引出権 A群に掲げる日本郵政公社を承継した機関が調達する建設サービス
 - 千五百万特別引出権 A群に掲げるその他の全ての機関が調達する建設サービス
 - 四百五十万特別引出権 B群に掲げる機関が調達する建設サービス
 - 四十五万特別引出権 改正協定の適用を受ける建築のためのサービス、エンジニアリング・サービスその他の技術的サービス
 - 十三万特別引出権 その他のサービス
- (ii) 機関の表
 - 1 A群
 - 独立行政法人農畜産業振興機構等六十四の機関
 - 2 B群
 - 独立行政法人建築研究所等六十一の機関
- (ニ) 付表4 物品

付表 1 から付表 3 までに掲げる機関が調達する全ての物品。ただし、防衛省に関しては、改正協定は、日本国政府が第三条 1 の規定に基づいて別段の決定を行う場合を除くほか、鉄道用機器等の物品の調達について適用する。

(ホ) 付表 5 サービス

自動車の保守及び修理のサービス等のサービス

(ハ) 付表 6 建設サービス

千九百九十一年の暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げる全てのサービス

(ト) 付表 7 一般的注釈

改正協定における一般的注釈について定めている。

(2) アメリカ合衆国の部分の概要

(イ) 付表 1 中央政府の機関

(i) 基準額

十三万特別引出権 物品及びサービス

五百万特別引出権 建設サービス

(ii) 機関の表

国務省等八十九の連邦政府の機関

(ロ) 付表 2 地方政府の機関

(i) 基準額

三十五万五千特別引出権 物品及びサービス

五百万特別引出権 建設サービス

(ii) 機関の表

カリフォルニア州等三十七の州の政府の機関

- (ハ) 付表 3 その他の機関
- (i) 基準額
 - 二十五万米ドル A表に掲げる機関が調達する物品及びサービス
 - 四十万特別引出権 B表に掲げる機関が調達する物品及びサービス
 - 五百万特別引出権 建設サービス
- (ii) 機関の表
 - 1 A表
 - テネシー溪谷開発公社等七の機関
 - 2 B表
 - ニューヨーク・ニュージャージー港湾管理委員会等三の機関
- (ニ) 付表 4 物品
 - 付表 1 から付表 3 までに掲げる機関が調達する全ての物品
- (ホ) 付表 5 サービス
 - 付表 1 から付表 3 までに掲げる機関が調達する全てのサービス（運送サービス等を除く。）
- (ヘ) 付表 6 建設サービス
 - 暫定的な中央生産物分類第五一区分に掲げる全てのサービス（しゅんせつサービスを除く。）
- (ト) 付表 7 一般的注釈
 - 改正協定における一般的注釈について定めている。
- (3) 欧州連合の部分の概要
- (イ) 付表 1 中央政府の機関
- (i) 基準額

保守及び修理のサービス、陸上運送サービス等のサービス

(ハ) 付表 6 建設サービス及びワーク・コンセッション

A 建設サービス

中央生産物分類第五一区分に掲げる全てのサービス

B ワーク・コンセッション

付表 1 及び付表 2 に掲げる機関によるワーク・コンセッション契約がアイスランド等の建設サービス供給者により落札された場合には、含まれる。

(ト) 付表 7 一般的注釈

改正協定における一般的注釈について定めている。

三 議定書の実施のための国内措置

この議定書の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

(参 考)

- 1 採択 平成二十四年三月三十日 ジュネーブにおいて採択
- 2 効力発生 平成二十五年三月一日現在 未発効（現行協定の締約国の三分の二がこの議定書の受諾書を寄託した後三十日目の日に、それらの現行協定の締約国について効力を生ずる。その後当該受諾書を寄託した現行協定の締約国については、その寄託の日の後三十日目の日に効力を生ずる。）
- 3 締約国 平成二十五年七月一日現在 一箇国
リヒテンシュタイン